明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府七七）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五
会社その他
会社決算公告　五

府令

○内閣府令第七十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、保険業法（平成七年法律第百五号）及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十二月十三日　内閣総理大臣　野田　佳彦

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「限る」の下に「。第六号において同じ」を加え、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　運用の基本方針

第九十六条第一項に次の一号を加える。

六　当該金融商品取引業者等（その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うことを内容とする契約である場合にあっては、当該行為に係る投資一任契約の相手方となる金融商品取引業者等）の財務又は投資一任契約に係る業務に関する外部監査の有無並びに当該外部監査を受けている場合にあっては、当該外部監査を行った者の氏名又は名称並びに当該外部監査の対象及び結果の概要

第九十六条第二項中「、「第九十六条第一項各号」」を「「第九十六条第一項各号及び第二項各号」」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、「同項各号」とあるのは「同条第一項各号及び第二項各号」」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　その締結しようとする金融商品取引契約が投資一任契約である場合において、当該投資一任契約の締結後に当該投資一任契約に基づき特定の銘柄の対象有価証券を投資の対象とする方針であるときにおける法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　当該対象有価証券の名称、当該対象有価証券の価額の算出方法並びに当該対象有価証券に係る権利を有する者に当該価額を報告する頻度及び方法に関する事項

二　当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この号及び第四号において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者並びにファンド資産の運用及び保管に係る業務以外の前号に掲げる事項（同号に規定する価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に限る。）に係る重要な業務を行う者（次号において「ファンド関係者」という。）の商号又は名称、住所又は所在地及びそれらの者の役割分担に関する事項

三　当該金融商品取引業者等とファンド関係者との間の資本関係及び人的関係

四　ファンド資産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称